

鋼 船 規 則

鋼 船 規 則 検 査 要 領

CS 編

小型鋼船の船体構造及び
船体艤装

鋼船規則 CS 編
鋼船規則検査要領 CS 編

2010 年 第 1 回 一部改正
2010 年 第 1 回 一部改正

2010 年 4 月 15 日 規則 第 13 号／達 第 30 号

2010 年 2 月 5 日 技術委員会 審議

2010 年 2 月 23 日 理事会 承認

2010 年 4 月 5 日 国土交通大臣 認可

ClassNK

財団法人 日本海事協会

鋼 船 規 則

規
則

CS 編

小型鋼船の船体構造及び船体艤装

2010 年 第 1 回 一部改正

2010 年 4 月 15 日 規則 第 13 号

2010 年 2 月 5 日 技術委員会 審議

2010 年 2 月 23 日 理事会 承認

2010 年 4 月 5 日 国土交通大臣 認可

2010 年 4 月 15 日 規則第 13 号
鋼船規則の一部を改正する規則

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

CS 編 小型鋼船の船体構造及び船体艤装

13 章 水密隔壁

13.2 水密隔壁の構造

13.2.9 として次の 1 条を加える。

13.2.9 波形隔壁

波形隔壁の構造については、C 編 13.2.4 による。

14 章 深水タンク

14.2 深水タンク隔壁

14.2.8 として次の 1 条を加える。

14.2.8 波形隔壁

波形隔壁の構造については、C 編 14.2.4 による。

21 章 ブルワーク，ガードレール，放水設備，玄側諸口，丸窓，角窓，通風口及び歩路

21.6 通風筒

21.6.5 閉鎖装置

-1.を次のように改める。

-1. 機関室及び貨物区域の通風筒には，当該場所の火災の際に外側から操作できる閉鎖装置を備えなければならない。また，当該通風筒には，通風筒の外側から閉鎖装置の開閉状態が確認できる指示器及び閉鎖装置を点検するための適当な手段を備えなければならない。

附 則

1. この規則は，2010 年 4 月 15 日（以下，「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に建造契約が行われた船舶にあっては，この規則による規定にかかわらず，なお従前の例によることができる。

鋼船規則検査要領

CS 編

小型鋼船の船体構造及び船体艤装

要
領

2010 年 第 1 回 一部改正

2010 年 4 月 15 日 達 第 30 号

2010 年 2 月 5 日 技術委員会 審議

2010 年 4 月 15 日 達 第 30 号
鋼船規則検査要領の一部を改正する達

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

CS 編 小型鋼船の船体構造及び船体機装

改正その 1

CS1 通則

CS1.1 適用及び同等効力

CS1.1.1 適用

-1.(15)を次のように改める。

-1. *Coasting Service* として登録を受ける船舶の部材寸法等の軽減
(1)から(14)は省略)

(15) 国際航海に従事しない船舶にあっては、次の(a)及び(b)の要件を満足する場合、規則 C 編 4.2.1-2.及び CS 編 4.2.1-2.の規定に適合しなくても差し支えない。

(a) 以下の要件に適合する浸水警報装置が備え付けられていること。

i) **D13.8.5-3.**に適合すること。

ii) 隔壁甲板下の風雨密区画（当該区画の長さが 33m 以上の場合にあっては当該区画の前部及び後部の箇所）毎に、浸水警報装置の検知器（貨物倉に設置する検知器にあっては、低位及び高位レベルの検知が可能なもの）が備え付けられていること。この場合、風雨密区画とは風雨密の倉口、その他浸水した水の流れを制限するような開口を有する隔壁又は甲板に囲まれた区画並びに水密区画のことをいう。ただし、以下の要件に適合する水密区画については、浸水警報装置の検知器を設置することを要しない。

1) 水密区画の容積（風雨密区画の合計容積）が $30m^3$ と当該船舶の夏季満載喫水線における $TPC/1.025 (m^3)$ のいずれか大きい容量未満の水密区画

ここで、「*TPC*」とは、毎センチ排水トン (*t*) とする。（以下、同じ。）

2) 常時船員が配置されている水密区画（例えば、規則 C 編 4.1.2(17)に規定する機関区域。ただし、**M0** 船の機関区域は除く）

3) 満載／空倉出航状態において満載状態にある専ら液体を積載する区画又は船橋に識別可能な液面計測装置の表示器が備えられる区画

4) 前 1)又は 2)に規定するもの以外に、非損傷時復原性の基準を満足するために、航行上の条件として常時バラスト水による満載状態が義務付けられている区画

iii) 船橋に浸水警報装置の警報盤が備え付けられていること。ただし、以下の要件に適合する場所としても差し支えない。

- 1) 隔壁甲板より上方の場所であって、船橋又は居住区域に近接した場所（損傷時に速やかに駆けつけることができる場所）であること。
 - 2) すべての検知器（代替物も含む。）による浸水状況の把握が可能な場所（警報盤等が集中配置された場所）であること。
 - 3) 船橋との連絡手段が確保された場所であること。
 - 4) **(b)**に規定する損傷制御資料が追加で備えられていること。
- (b) 以下の内容が記載された損傷制御図が船橋に備え付けられていること。
- i) 損傷制御資料の概要
 - 1) 資料の位置付け
 - 2) 対象とする損傷
 - 3) 資料の構成
 - 4) 資料の使用方法
 - 5) 使用にあたっての注意事項
 - ii) 計算結果による危険性判断の方法
 - iii) 損傷の影響を制御するための一般事項
 - iv) **規則 C 編 4.2** 又は **CS 編 4.2** による計算結果
 - 1) 計算条件、計算結果概略
 - 2) 各状態（満載状態、部分載荷状態及び軽荷航海状態）での残存性能
 - v) 損傷及び浸水制御に関する構造及び設備の配置図（ビルジポンプ等の配置）
 - vi) 浸水警報装置の取扱説明書
 - vii) 状態制御装置の取扱説明書
 - viii) 残存する可能性のある損傷ケース毎の詳細
 - ix) その他必要な事項

-2.(17)を次のように改める。

-2. *Smooth Water Service* として登録を受ける船舶の部材寸法等の軽減

((1)から(16)は省略)

(17) 国際航海に従事しない船舶にあっては、次の**(a)**及び**(b)**の要件を満足する場合、**規則 C 編 4.2.1-2.**及び**CS 編 4.2.1-2.**の規定に適合しなくても差し支えない。

(a) 以下の要件に適合する浸水警報装置が備え付けられていること。

- i) **D13.8.5-3.**に適合すること。
- ii) 隔壁甲板下の風雨密区画（当該区画の長さが **33m** 以上の場合にあっては当該区画の前部及び後部の箇所）毎に、浸水警報装置の検知器（貨物倉に設置する検知器にあっては、低位及び高位レベルの検知が可能なもの）が備え付けられていること。この場合、風雨密区画とは風雨密の倉口、その他浸水した水の流れを制限するような開口を有する隔壁又は甲板に囲まれた区画並びに水密区画のことをいう。ただし、以下の要件に適合する水密区画については、浸水警報装置の検知器を設置することを要しない。
 - 1) 水密区画の容積（風雨密区画の合計容積）が **30m³** と当該船舶の夏季満載喫水線における **TPC/1.025 (m³)** のいずれか大きい容量未満の水密区画
 - 2) 常時船員が配置されている水密区画（例えば、**規則 C 編 4.1.2(17)**に規定する機関区域。ただし、**M0** 船の機関区域は除く）

- 3) 満載／空倉出航状態において満載状態にある専ら液体を積載する区画又は船橋に識別可能な液面計測装置の表示器が備えられる区画
- 4) 前 1)又は 2)に規定するもの以外に、非損傷時復原性の基準を満足するために、航行上の条件として常時バラスト水による満載状態が義務付けられている区画
- iii) 船橋に浸水警報装置の警報盤が備え付けられていること。ただし、以下の要件に適合する場所としても差し支えない。
 - 1) 隔壁甲板より上方の場所であって、船橋又は居住区域に近接した場所（損傷時に速やかに駆けつけることができる場所）であること。
 - 2) すべての検知器（代替物も含む。）による浸水状況の把握が可能な場所（警報盤等が集中配置された場所）であること。
 - 3) 船橋との連絡手段が確保された場所であること。
 - 4) (b)に規定する損傷制御資料が追加で備えられていること。
- (b) 以下の内容が記載された損傷制御図が船橋に備え付けられていること。
 - i) 損傷制御資料の概要
 - 1) 資料の位置付け
 - 2) 対象とする損傷
 - 3) 資料の構成
 - 4) 資料の使用方法
 - 5) 使用にあたっての注意事項
 - ii) 計算結果による危険性判断の方法
 - iii) 損傷の影響を制御するための一般事項
 - iv) 規則 C 編 4.2 又は CS 編 4.2 による計算結果
 - 1) 計算条件、計算結果概略
 - 2) 各状態（満載状態、部分載荷状態及び軽荷航海状態）での残存性能
 - v) 損傷及び浸水制御に関する構造及び設備の配置図（ビルジポンプ等の配置）
 - vi) 浸水警報装置の取扱説明書
 - vii) 状態制御装置の取扱説明書
 - viii) 残存する可能性のある損傷ケース毎の詳細
 - ix) その他必要な事項

-3.(4)を次のように改める。

-3. *Restricted Greater Coasting Service* として登録を受ける船舶の部材寸法等の軽減
((1)から(3)は省略)

(4) 国際航海に従事しない船舶にあつては、次の(a)及び(b)の要件を満足する場合、規則 C 編 4.2.1-2.及び CS 編 4.2.1-2.の規定に適合しなくても差し支えない。

(a) 以下の要件に適合する浸水警報装置が備え付けられていること。

- i) D13.8.5-3.に適合すること。
- ii) 隔壁甲板下の風雨密区画（当該区画の長さが 33m 以上の場合にあつては当該区画の前部及び後部の箇所）毎に、浸水警報装置の検知器（貨物倉に設置する検知器にあつては、低位及び高位レベルの検知が可能なもの）が備え付けられていること。この場合、風雨密区画とは風雨密の倉口、その他浸水した水の流れを制限するような開口を有する隔壁又は甲板に囲まれた

区画並びに水密区画のことをいう。ただし、以下の要件に適合する水密区画については、浸水警報装置の検知器を設置することを要しない。

- 1) 水密区画の容積（風雨密区画の合計容積）が $30m^3$ と当該船舶の夏季満載喫水線における $TPC/1.025 (m^3)$ のいずれか大きい容量未満の水密区画
 - 2) 常時船員が配置されている水密区画（例えば、規則 C 編 4.1.2(17)に規定する機関区域。ただし、M0 船の機関区域は除く）
 - 3) 満載／空倉出航状態において満載状態にある専ら液体を積載する区画又は船橋に識別可能な液面計測装置の表示器が備えられる区画
 - 4) 前 1)又は 2)に規定するもの以外に、非損傷時復原性の基準を満足するために、航行上の条件として常時バラスト水による満載状態が義務付けられている区画
- iii) 船橋に浸水警報装置の警報盤が備え付けられていること。ただし、以下の要件に適合する場所としても差し支えない。
- 1) 隔壁甲板より上方の場所であって、船橋又は居住区域に近接した場所（損傷時に速やかに駆けつけることができる場所）であること。
 - 2) すべての検知器（代替物も含む。）による浸水状況の把握が可能な場所（警報盤等が集中配置された場所）であること。
 - 3) 船橋との連絡手段が確保された場所であること。
 - 4) (b)に規定する損傷制御資料が追加で備えられていること。
- (b) 以下の内容が記載された損傷制御図が船橋に備え付けられていること。
- i) 損傷制御資料の概要
 - 1) 資料の位置付け
 - 2) 対象とする損傷
 - 3) 資料の構成
 - 4) 資料の使用方法
 - 5) 使用にあたっての注意事項
 - ii) 計算結果による危険性判断の方法
 - iii) 損傷の影響を制御するための一般事項
 - iv) 規則 C 編 4.2 又は CS 編 4.2 による計算結果
 - 1) 計算条件、計算結果概略
 - 2) 各状態（満載状態、部分載荷状態及び軽荷航海状態）での残存性能
 - v) 損傷及び浸水制御に関する構造及び設備の配置図（ビルジポンプ等の配置）
 - vi) 浸水警報装置の取扱説明書
 - vii) 状態制御装置の取扱説明書
 - viii) 残存する可能性のある損傷ケース毎の詳細
 - ix) その他必要な事項

附 則（改正その 1）

1. この達は、2010 年 4 月 15 日から施行する。

改正その 2

付録 1 検査要領 C 編の準用

表 CS 中, 「[注 21]」から「[注 29]」をそれぞれ「[注 22]」から「[注 30]」に改める。

表 CS ‘注’ 中, 「[注 21]」から「[注 29]」をそれぞれ「[注 22]」から「[注 30]」に改める。

表 CS 中,

「

21.5.7	C23.5.7[注 20]
--------	---------------

」

の下に

「

<u>21.6.5</u>	<u>C23.6.5[注 21]</u>
---------------	----------------------

」

を加える。

表 CS ‘注’ に[注 21]として次の 1 文を加える。

[注 21] C23.6.5 中, 規則 C 編 23.6.5 及び 23.6.5-1.は規則 CS 編 21.6.5 及び 21.6.5-1.と読替える。

附 則 (改正その 2)

1. この達は, 2010 年 4 月 15 日 (以下, 「施行日」という。) から施行する。
2. 施行日前に建造契約が行われた船舶にあっては, この達による規定にかかわらず, なお従前の例によることができる。